

## 容器包装リサイクルシステム ドイツ

法律	包装廃棄物の発生抑止に関する政令(包装容器令)(Packaging Ordinance) 1991年制定 最終改定 1998年(改正包装容器令)
対象製品	産業用を含む全ての包装材(ガラスびん、紙類、ブリキ、アルミニウム、プラスチック、その他混成物)
リサイクルシステム	<ul style="list-style-type: none"> <li>1991年6月に公布されたドイツの包装容器令では、包装材の製造業者や流通業者に対して、包装廃棄物の回収と再生を義務づけている。</li> <li>具体的には、消費者から以下のルートで無償回収を実施することになる。 DSD社への回収の委託 事業者による回収(デポジット)</li> <li>DSD(Duales System Deutschland)社は、包装材に関連する業者が共同で設立した組織であり、従来の自治体の都市ごみ処理とは異なる包装廃棄物の回収・再生システムを管理運営する。1991年7月に業務を開始した。</li> </ul> <p>&lt; DSD 委託の場合のリサイクルシステム・フロー &gt;</p> <p>DSD社では、「グリュネ・プункト(緑のマーク)」という商標を定めている。包装材業者や中身業者(充填業者)等では、その商標のライセンス使用料を支払い、包装材にマークを表示する。 消費者は、マーク表示がある包装廃棄物を、DSD専用の収集容器へ分別排出する。DSD社から委託された回収業者では、マーク表示がある包装材を回収し、種類別にリサイクル会社へ引き渡す なお、その他の一般廃棄物については自治体が有償で収集する</p> <pre> graph TD     Mfg[製造業者 (包装・包装材業者 中身業者・販売業者)] -- "ライセンス料支払い (「緑のマーク」の使用料)" --&gt; DSD[DSD社]     DSD -- "作業委託" --&gt; Rec[回収・処理業者]     Rec -- "引取" --&gt; Reuse[再生利用業者]     Cons[消費者] -- "「緑のマーク」 を付けて販売" --&gt; Mfg     Cons -- "包装廃棄物(無償収集)" --&gt; Rec     Cons -.- "包装廃棄物以外の 一般廃棄物(有償収集)" --&gt; Local[自治体]     Local -.- "焼却・埋立て処分"   </pre>
リサイクルシステムの管理運営	<p>1. 州の廃棄物管理者： ・回収・再生システムのモニタリング</p> <p>2. DSD社(Duales System Deutschland)： ・包装・包装材業者、中身業者、販売業者等が中心となって設立。 ・DSD社に委託料を支払うことで、DSD社のシステムによる回収・処理が行われる。 ・対象商品に指定の「緑のマーク」(グリュネ・プункト)をつけて販売する。</p> <p>&lt; 具体的役割 &gt; 回収・再生システム全体の運営 回収・再生率などをデータ化し、ライセンス料を算定、徴収 一般消費者への広報活動</p>

生産者の役割	回収への関与	・なし
	リサイクルへの関与	DSD 社へ委託の場合： ・なし（DSD 社の設立に参画） 事業者による回収（デポジット）の場合： ・あり（第3者への委託も可能）
	費用負担	DSD 社へ委託の場合： ・製品毎に DSD 社と回収契約を締結 ・グリュネ・プンクトの使用料（ライセンス料）を支払う 回収・リサイクル費用の商品価格内部化 事業者による回収（デポジット）の場合： ・消費者から返却された包装廃棄物を回収し、消費者にデポジット料を支払う
	製造設計	・使用素材のリデュース ・製品のリサイクル設計 ・環境負担軽減設計
	情報提供	・出荷量、回収率、再生率などのデータ作成、情報公開 ・一般消費者に対するリサイクル推進のための情報提供
関係者の役割	販売業者	DSD 社委託の場合： ・DSD 社にライセンス使用料を支払う 包装材製造業者、利用業者とともに、製造業者としての役割を担う 事業者による回収(デポジット)の場合： ・最終消費者から返却された包装廃棄物を回収し、デポジットを返却する（第3者への委託も可能、またデポジットの返却は自動機械を使用することも可能）
	州の廃棄物管理者	・回収・再生システムのモニタリング ・リサイクル現状、安全性についてのデータ収集、情報公開 ・リサイクル促進のための広報
	消費者	・分別して排出 （包装廃棄物は無償収集、それ以外の一般廃棄物は有償収集）

- (1) 製造業者の定義(3条-7)：包装・包装材あるいはそれから直接包装が製造される製品を製造する者及び包装を本政令の適用領域内に輸入する者
- (2) 販売業者の定義(3条-8)：包装、包装材あるいはそれらから直接包装が製造される製品をまたは商品を包装された状態で上市する者。流通段階を問わない。通販業者も含む。
- (3) DSD の設立主体：包装・包装材製造業者、包装材利用業者（中身業者）、販売業者